

特集 東アジアにおける多文化共生

正義・格差・法治

Multicultural Cooperation in the East Asia: Justice, Disparity and Rule of Law

序

荒木 勝*

『文化共生学研究』の本特集号は、学内COEプログラム「越境地域間協力教育研究拠点づくり」の共同研究の一環として、2007年度に岡山大学において開催された国際シンポジウムの報告論文を掲載するものである。

2008年2月10日に開催された日中韓国際シンポジウム「東アジアにおける多文化共生 正義・格差・法治」は、中国の北京大学、吉林大学、韓国の延世大学、慶熙サイバー大学から計7人の研究者を迎え、岡山大学からは4名の研究者が参加して、東アジアにおける多文化共生の可能性を、政治学の視点と法学の視点から報告し、討論を行った。

政治学のシンポジウムにおいては、格差と正義の問題に関して、吉林大学の周光輝教授は、中国の現状を踏まえて、正義と政治制度・政治理念の関連を論じ、現代中国では、特に民主という制度・理念・運動が正義を現実化することに大きな意義をもっていることを論じている。延世大学の張東震教授は、ロールズ正義論の韓国への受容の特質を分析し、ロールズ正義論の視座が韓国の政治風土の民主化に一定程度貢献したことを論じつつも、ロールズ正義論と韓国社会の伝統的価値観とのずれについて論じている。慶熙サイバー大学の徐裕卿助教授は、多文化共生の政治理論としてのアレント主義の可能性を、多くの現代政治理論との比較の中で論じている。岡山大学の荒木勝教授は以上の報告へのコメントを提示している。

午後の第二部「法治」のシンポジウムは(1)企業の社会的責任について(商法部会)及び(2)物権法について(民法部会)のそれぞれのテーマごとに並行して行われた。商法部会における北京大学法学院助教授谷凌「保険会社の社会的責任」は、2006年1月1日施行の中国新会社法第5条所定の企業の社会的責任に関する一般条項が他の一般企業との比較において保険会社には具体的にどのように適用されるのかにつき報告する。すなわち、商業保険が現代生活のリスク管理に果たす重大性ゆえにそれに見合うだけのより積極的な社会的責任の履行が課される旨主張する。吉林大学法学院教授傅穹「中国大型国有企業のCSR報告書から見る企業の社会的責任」は、

* 岡山大学社会文化科学研究科副研究科長

中国大型国有企業に課されるCSR報告書の意義と問題点について報告する。すなわち、当該報告書の内容は当該企業の自由裁量に委ねられており監督規制は存在せず、その結果企業はCSR報告書に望ましいことばかりを記載し、不利な事項を記載しない点を問題点として指摘する。本学社会文化科学研究科教授米山毅一郎「企業の社会的責任論と会社法学」は、日本における従来の当該テーマに関する伝統的通説（消極説）と有力説（積極説）の内容を概観した上で「社会的責任論」が会社法学上、株主権の濫用事例排除機能を有する理論たる旨主張する。民法部会における北京大学法学院副教授楼建波「中国物権法の商事における適用性について」は、現行中国物権法の商事上の適用性を検討する。すなわち、取引の安全、商事取引の多様性及び商事の利便性に関して現行法が十分にその役割を果たしておらず、今後民商分立主義を前提とした商事通則（商法総則）の立法化が必要である旨主張する。北京大学法学院専任講師金錦萍「区分所有建物に関する共用部分の区分」は、区分所有建物の共用部分に関する法規制について検討する。すなわち、現行中国物権法上、共有部分を規制する様々な省令と条例が内容的に統一されておらず、諸外国に比べて重要な内容に関する規定が欠けている旨主張する。本学社会文化科学研究科教授吉岡伸一「(根) 抵当権の物上代位権の行使に基づく賃料債権への拡大」は、(根) 抵当権者に物上代位権を認めることの可否につき最二小判平成元年10月27日（民集43巻9号1070頁）をもとにその後の判例法理の形成につき報告する。更に、物上代位が過度に認められることに対する抑制法理として若干の判例法理を紹介する。

以上の報告はどれも、東アジアにおける多文化共生を志向する際には避けて通ることができない政治的法的諸問題に触れている。

国際的な地域協力のモデルとしてEUの試みが注目されているが、そこでも重要な協力分野として、経済協力と並んで、政治的、法的な分野での協調的整備が求められており、また地域間の価値・規範の相違の相互の承認とそれを踏まえた協力関係の構築が目指されている。その点から見れば、本シンポジウムは、東アジアにおける真の地域間協力関係の構築に一定の貢献を行ったということもできるであろう。もちろん、この試みは始まったばかりである。今後とも東アジアの地域間協力の在り方について、社会文化科学研究科の特質 法・文・経を総合した視座 を生かした方法で検討していく必要があるであろう。

2009年1月9日